

令和元年

伊根花火

令和元年8月24日(土)に開催されました伊根花火におきましては、皆様方のご支援、ご協力のおかげをもちまして盛大に行われ、無事に事業を終えることができました。当日メイン会場付近には舟屋花燈籠の設置や舟屋群を提灯でライトアップする舟屋の町ナミナリエ、よしもと住みます芸人とパフォーマーによるステージイベントや洋上映画の上映、そしてクライマックスには伊根湾上から約1,200発の花火打ち上げを行いました。

本事業につきましては、実行委員会の熱い思いに、町民の皆様のお力添えがあつてこそ実施できるものであり、伊根町全体が1つになり取り組むことによって、今後の伊根町の経済発展並びに観光振興の一助になればと考えております。

伊根町民の皆様をはじめ、町内事業所におかれましては、本事業への格別のご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

■会議等

5月 8日	第1回実行委員会	伊根花火開催・企画委員の委嘱
5月 10日	第1回企画委員会	運営・事業要項
6月 5日	第2回企画委員会	事業内容・警備計画等
7月 11日	第3回企画委員会	警備計画・予算等(警備協力団体出席)
7月 30日	第2回実行委員会	事業内容・警備計画確認、予算等
8月 1日	出店団体打ち合せ会議	連絡事項・金額調整・出店場所
9月 26日	第3回実行委員会	事業総括



■令和元年度伊根花火協賛金等の公表 (令和元年9月1日現在)

● 企 業 協 賛	2,475,968円 (前年度対比 124,793円 減)
● 町 民 協 賛	315,500円 (前年度対比 2,000円 減)
● 記念花火提供	500,000円 (前年度対比 300,000円 減)



KAZUMAによるパフォーマンス



きゃろっときやべつによる漫才

令和元年 10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます)をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

○飲食料品の売上・仕入の両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

○飲食料品の売上がなくても、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

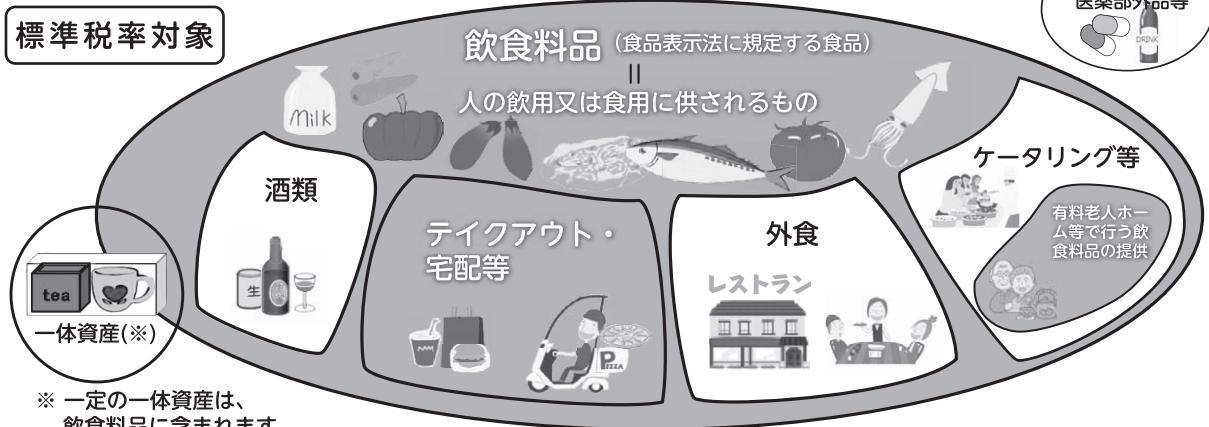
○免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率対象

標準税率対象

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



医薬品・
医薬部外品等



■軽減税率制度に関するお問合せ先

軽減税率に関するご相談は、以下で受け付けております。
国税庁ホームページ下部「その他のバナー」より↓をクリックしてください

消費税軽減税率相談センター 専用ダイヤル **0120-205-553** 【受付時間】9:00～17:00

消費税軽減税率制度

※軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

